

# 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業概要 (水田リノベ事業)

## I. 事業趣旨・概要

新型コロナウイルス感染症の拡大等により需要構造が変化する中、水田農業を活性化させていくためには、コロナ禍でも堅調なコメ輸出を始め、加工・業務用などの今後も成長が見込まれる新需要に対応していくことが必要。

こうした国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化し、両者の連携に基づいた、実需者ニーズに応じた米や高収益作物等の生産及び需要の更なる創出・拡大に向けた加工品の製造等を推進していくことが重要。

このため、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新(リノベーション)するべく、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物(野菜等)、麦・大豆、子実用とうもろこしについて、産地と実需者が連携して作成する「水田リノベーション産地・実需協働プラン(以下、「プラン」という。)」に基づいた、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組、需要の創出・拡大のための製造機械・施設等の導入を支援する。

## II. 水田リノベーション産地・実需協働プランについて

産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物(野菜等)、麦・大豆、子実用とうもろこしについて、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画。

事業に取り組みようとする地域農業再生協議会(以下、「地域協議会」という。)は、以下の内容を含むプランを策定する。

### ① プランに参画する構成員

農業者、農業者団体、集出荷業者、実需者(食品製造事業者、輸出事業者等)、地方自治体等(下線は必須)

### ② 新市場開拓や加工等、需要に応じた生産等の取組に係る現状・今後の対応方針

### ③ 目標設定

### ④ 目標の達成に必要な取組

- ・Ⅲ1(1)低コスト生産等の取組支援(面積支払い)を申請する場合は、農業者毎の計画書を取りまとめた一覧を盛り込む。
- ・Ⅲ1(2)機械・施設整備支援(ハード)を申請する場合は、整備する施設・機械の内容等を盛り込む。

## Ⅲ. 事業の内容

### 1 事業メニュー

#### (1) 低コスト生産等の取組支援（面積支払い）

地域協議会が策定したプランに参画する農業者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の取組を行う場合に、取組面積に応じて以下の単価で支援する。

対象品目（令和4年産 基幹作）	単価
新市場開拓用米、麦・大豆、 高収益作物（野菜等）、子実用とうもろこし	4万円／10a
加工用米	3万円／10a

#### ○ 都道府県農業再生協議会等への推進事務費支援

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費について、都道府県農業再生協議会（以下、「都道府県協議会」という。）や地域協議会に対して推進事務費として予算の範囲内で支援する。（定額）

#### (2) 機械・施設整備支援（ハード）

##### ア 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。以下同様。）を支援する（補助率：1/2以内、補助上限額：2億円）。

#### 【対象機械・施設の例】

- ・ 輸出向けのカット野菜やパックご飯等の新たな製造ライン
- ・ 国産原材料に切り替えるための冷凍野菜や米菓等の加工品の製造ライン
- ・ 輸出拡大のために必要な集荷・貯蔵施設 等

#### ○ 都道府県附帯事務費支援

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費について、都道府県に対して附帯事務費として、事業費の1%以内（交付額の外数）を支援する。（定額）

##### イ 新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援事業 プランに参画する実需者が、

- ① 輸出先国において高品質な新市場開拓用米の安定供給体制の確保等や、

- ② 新市場開拓用米の海外実需者への安定供給のために農業者、農業者団体及び集出荷業者（以下、「農業者等」という。）と複数年契約（契約期間が3年以上であり、かつ、年当たりの新市場開拓用米の契約数量が増加するものに限る。以下同様。）を締結する場合の販売リスクの低減のために必要となる機械・施設の整備を支援する（補助率：1/2以内）。

【対象機械・施設の例】

- ・海外で使用する精米施設（①関連）
- ・国内における低温保管倉庫（②関連）
- ・海外における低温保管倉庫（②関連） 等

○ 都道府県附帯事務費支援

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費について、都道府県に対して附帯事務費として、事業費の1%以内（交付額の外数）を支援する。

## 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は下記のとおり。

(1) 低コスト生産等の取組支援（面積支払い）

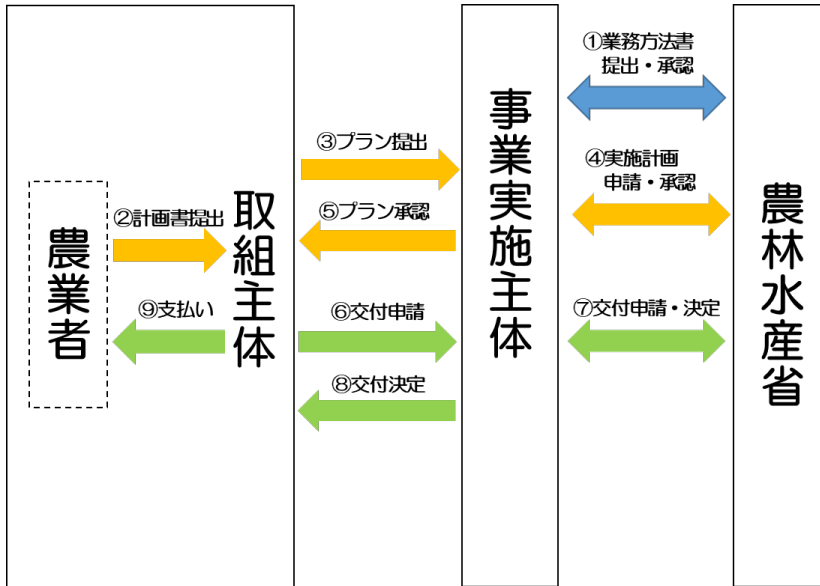
- 事業実施主体：都道府県協議会
- 取組主体：地域協議会

(2) 機械・施設整備支援（ハード）

- 事業実施主体：GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）又はKKP（コメ海外市場拡大戦略プロジェクト）に加入している実需者（食品製造事業者等）

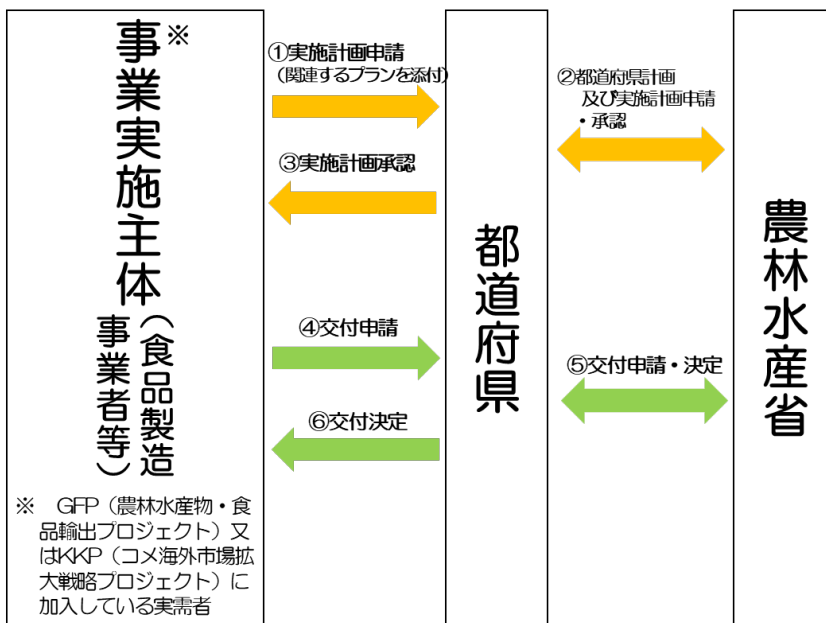
### 3 事業実施の流れ

#### (1) 低コスト生産等の取組支援（面積支払い）

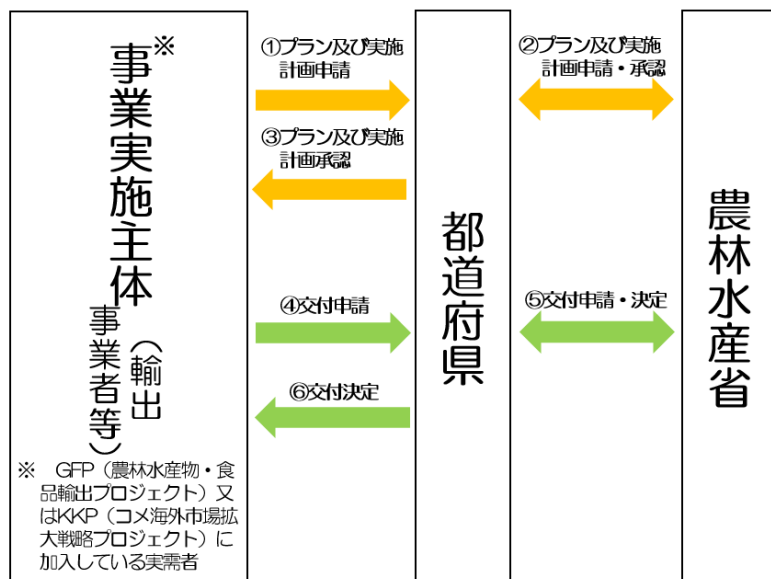


#### (2) 機械・施設整備支援（ハード）

##### ア 需要創出・拡大整備支援事業



## イ 新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援事業



### 4 対象となるほ場

田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田と同じ）

※ 本事業の面積支払い支援を受けた水田の面積については、令和4年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米:2万円/10a、麦・大豆・飼料作物（子実用とうもろこし）:3.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米:2万円/10a）の対象面積から除きます。

また、本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象ではありません。

### 5 対象となる作物

令和4年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、高収益作物（野菜等）【新市場開拓用、加工・業務用】、麦・大豆【新市場開拓用、加工用】、子実用とうもろこし

※1 令和4年産の主食用米を作付していない田での基幹作のみが対象。

※2 新市場開拓用米及び加工用米はそれぞれ、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく新規需要米取組計画、加工用米取組計画の認定を受けるものが対象。

※3 高収益作物については、水田活用の直接支払交付金の産地交付金によって令和4年度に支援を予定している品目が対象。

### 6 採択要件

(1) 低コスト生産等の取組支援（面積支払い）

・ 地域協議会が策定したプランに参画する農業者であること

- 農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷業者等が、実需者と販売契約を締結すること（又は出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること）
- 農業者は、対象品目について以下の低コスト生産等の取組メニューのうち3つ以上の取組を行うこと（新たな取組である必要はないが、可能な限り新たな取組を実施したり、取組面積を拡大したり、より高度な取組とすることを推奨）
- 令和2年度第3次補正予算 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業において支援を受けた農業者が、同品目にて継続して申請する場合は、昨年度選択していない取組を3つ以上選択するか、昨年度と同じ取組メニューを選択する場合には、以下のいずれかを満たすこと
  - ① 低コスト生産等の取組面積を前年度より拡大
  - ② 同じ取組メニューの中で、前年度より高い効果が見込まれる取組（高度な手法やより高い数値目標への取組等）の実施

【新市場開拓用米、加工用米】（共通）

取組メニュー	取組内容
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組
⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑨効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥
⑩効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理
⑪化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減

⑫化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑬多収品種の導入	多収品種の作付
⑭農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑮スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用

【高収益作物（野菜等）】

取組メニュー	取組内容
① 生物農薬の導入	有害生物の防除に利用される天敵昆虫等の生物的防除資材の導入
② 農薬によらない病害虫対策	LEDトラップや防虫ネットの設置、耕種的防除等の取組
③ 農薬によらない土壌消毒	太陽熱土壌消毒や土壌還元消毒等の実施
④農薬のドリフト対策	ドリフト低減ノズルや遮蔽物等の利用
⑤化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑥化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑦土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑧新品種の導入	輸出や加工・業務用に適した新品種の作付
⑨排水対策	心土破砕、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑩農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑪スマート農業機器の活用	ドローンや可変施肥機等の活用

【麦】

取組メニュー	取組内容
①融雪促進	融雪促進剤の散布
②新たに導入した品種に応じた栽培管理	新たに導入した品種に応じた施肥や防除等
③ふく土・踏圧	カルチ・テラーによるふく土・踏圧作業
④難防除雑草対策	薬剤によるスズメノテッポウ、ネズミムギ、カラスムギ等の防除
⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測	—
⑥効率的・効果的な施肥	ピンポイント施肥、追肥重点施肥（開花期以降の追肥）の実施
⑦重要病害虫の防除	赤カビ病、うどんこ病、赤さび病、縞萎縮病の防除
⑧排水対策管理	額縁明渠等の点検・修繕
⑨農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑩スマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の活用

【大豆】

取組メニュー	取組内容
①大豆300A技術	研究機関が開発した300A技術及びそれに類する播種技術の実施
②難防除雑草対策	薬剤による帰化アサガオ類やアレチウリ等の防除
③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
④新品種の導入	単収の高位安定化に資する新品種の作付
⑤効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施
⑥均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑦摘心栽培	—
⑧畝間冠水	—



⑨団地化の推進	団地化の実施
⑩化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑪化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑫排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑬農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑭スマート農業機器の活用	ドローン、収量コンバイン等の活用

【子実用とうもろこし】

取組メニュー	取組内容
①排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
②均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
③堆肥の利用	家畜排せつ物の堆肥の利用
④効果的な施肥	適切な追肥の実施
⑤農薬によらない病虫害対策	耕種的防除等の取組
⑥生物農薬の活用	有害生物の防除に生物農薬（BT剤）の活用
⑦難防除雑草対策	薬剤によるイチビ、アレチウリ、ワルナスビ、帰化アサガオ類等の防除
⑧化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑨化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により化学農薬の使用量の50%以上削減
⑩土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑪カビ毒の低減	カビ毒の原因となる病虫害の防除とカビ毒の検査の実施
⑫農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用

⑬スマート農業機器の活用	ドローン、収量コンバイン等の活用
--------------	------------------

※ 品目ごとに、地域特認メニューも都道府県協議会にて設定可能（地方農政局等が承認）。

## （２）機械・施設整備支援（ハード）

### ア 需要創出・拡大整備支援事業

- ・ 事業実施主体は少なくとも1つ以上の地域協議会が策定したプランに参画する実需者であること
- ・ 事業実施主体はGFP又はKKPに登録していること
- ・ 整備する施設等において出荷する農産物・加工品の原料農産物のうち、プランに参画する農業者が水田で生産する農産物が占める割合が成果目標年度において50%以上であること
- ・ 輸出拡大のために整備する施設等については、出荷する農産物・加工品のうち輸出仕向けの割合が成果目標年度において20%以上であること
- ・ 国産シェア拡大のために整備する施設等については、輸入農産物からの置き換えを図るものであること（出荷農産物の国産割合又は出荷加工品の国産原材料割合を拡大すること）
- ・ ハード事業に係る一般的な基準（事業実施主体の財政状況が安定した事業運営が可能であると認められること等）を満たすこと

### イ 新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援事業

- ・ 事業実施主体は少なくとも1つ以上の地域協議会が策定したプランに参画する実需者であること
- ・ 事業実施主体はGFP又はKKPに登録していること
- ・ 整備する施設等において出荷等をするコメのうち、新市場開拓用米の割合が成果目標年度において20%以上であること
- ・ 整備する施設等において出荷等をする新市場開拓用米のうち、プランに参画する農業者等が生産する新市場開拓米が占める割合が成果目標年度において50%以上であること
- ・ 国内外の保管施設の整備にあっては、事業実施主体が販売契約を締結している新市場開拓用米のうち、少なくとも20%以上が自身の参画するプランに参画する農業者等と締結した販売契約であって、かつ、当該販売契約が複数年契約によるもの（又は複数年契約を締結する計画を有するもの）であること
- ・ ハード事業に係る一般的な基準（事業実施主体の財政状況が安定した事業運営が可能であると認められること等）を満たすこと

## 7 目標年度

(1) 低コスト生産等の取組支援（面積支払い）

成果目標の目標年度は、令和4年度

(2) 機械・施設整備支援（ハード）

成果目標の目標年度は、令和8年度

## IV. 採択について

### (1) 低コスト生産等の取組支援（面積支払い）

地域協議会の品目・仕向けごとに、下表の（1）又は（2）のいずれか、（3）又は（4）のいずれか、（5）又は（6）のいずれか、（7）及び（8）の合算ポイントで評価し、予算の範囲内でポイントの高い順から品目・仕向けごとに採択する。

その際、令和2年度第3次補正予算 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業にて低コスト生産等の取組支援（面積払い）を受けた協議会において、（1）又は（2）、（5）又は（6）の成果目標を達成できなかった場合は、実績で得られるポイントとの差（申請時のポイントー実績でのポイント）を減じた上で評価する。

また、品目・仕向けごとに下表のとおり優先枠を設定し、それぞれ枠の範囲内でポイントの高い順から採択する。

なお、同ポイントの場合は要望額の低い方を優先的に採択する。

成果目標		新市場開拓用米		加工用米		麦【新市場開拓用】		大豆【新市場開拓用】	
いずれかを選択	(1) 令和4年度における低コスト生産等の取組面積 ※1	ア 50ha以上～	24	ア 150ha以上	12	ア 250ha以上	24		
		イ 40ha以上～50ha未満	20	イ 100ha以上～150ha未満	10	イ 200ha以上～250ha未満	20		
		ウ 30ha以上～40ha未満	16	ウ 75ha以上～100ha未満	8	ウ 150ha以上～200ha未満	16		
		エ 20ha以上～30ha未満	12	エ 50ha以上～75ha未満	6	エ 100ha以上～150ha未満	12		
		オ 10ha以上～20ha未満	8	オ 25ha以上～50ha未満	4	オ 50ha以上～100ha未満	8		
		カ 10ha未満	4	カ 25ha未満	2	カ 50ha未満	4		
いずれかを選択	(2) 令和4年度における低コスト生産等の取組面積/令和3年度の作付面積 ※1	ア 300%以上	24	ア 300%以上	12	ア 300%以上	24		
		イ 200%以上～300%未満	20	イ 200%以上～300%未満	10	イ 200%以上～300%未満	20		
		ウ 150%以上～200%未満	16	ウ 150%以上～200%未満	8	ウ 150%以上～200%未満	16		
		エ 100%以上～150%未満	12	エ 100%以上～150%未満	6	エ 100%以上～150%未満	12		
		オ 75%以上～100%未満	8	オ 75%以上～100%未満	4	オ 75%以上～100%未満	8		
		カ 75%未満	4	カ 75%未満	2	カ 75%未満	4		
いずれかを選択	(3) 令和4年度における本事業対象品目の作付面積の拡大 ※2	ア 50ha以上	6						
		イ 40ha以上～50ha未満	5						
		ウ 30ha以上～40ha未満	4						
		エ 20ha以上～30ha未満	3						
		オ 10ha以上～20ha未満	2						
		カ 0ha超～10ha未満	1						
いずれかを選択	(4) 令和4年度における本事業対象品目の作付面積/令和3年度における本事業対象品目の作付面積 ※2	ア 10%以上	6						
		イ 8%以上～10%未満	5						
		ウ 6%以上～8%未満	4						
		エ 4%以上～6%未満	3						
		オ 2%以上～4%未満	2						
		カ 0%超～2%未満	1						
いずれかを選択	(5) 令和3年度から令和4年度の主食用米作付削減面積（地域農業再生協議会単位） ※3	ア 50ha以上	6						
		イ 40ha以上～50ha未満	5						
		ウ 30ha以上～40ha未満	4						
		エ 20ha以上～30ha未満	3						
		オ 10ha以上～20ha未満	2						
		カ 0ha超～10ha未満	1						
いずれかを選択	(6) 令和3年度から令和4年度の主食用米作付削減割合（地域農業再生協議会単位） ※3	ア ▲10%以上	6						
		イ ▲8%以上～10%未満	5						
		ウ ▲6%以上～8%未満	4						
		エ ▲4%以上～6%未満	3						
		オ ▲2%以上～4%未満	2						
		カ ▲0%超～2%未満	1						
該出寸の場 合	(7) 加算ポイント ①（中長期的な新市場開拓への取組）	中長期的に新市場開拓に取り組む面積（構想）をプランに記載する場合 合 ア 令和9年度までの取組 5 イ 令和13年度までの取組 3							
該出寸の場 合	(8) 加算ポイント ②（地域の転作状況）（地域農業再生協議会単位） ※4	令和4年度における水田面積に占める転換作物の作付面積の割合が50%以上の場合		3					
		#		#		が40%以上の場合 2		が30%以上の場合 1	
優先枠 (200億円)		50億円		30億円		各5億円			

- ※1 (1)、(2)について、R2年度第3次補正 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業で採択された協議会については、実績が選択した成果目標を満たさなかった場合、その差を合計ポイントから減ずる（例：イで申請したものの、実績報告でウの面積分しか達成出来なかった場合は、その差である4ポイントを今回の申請における合計ポイントから減ずる）
- ※2 (3)、(4)について、低コスト生産に取り組まないものも含め、削減した農地等で本事業対象品目を作付する場合、その面積もしくは増加率を対象（増加率＝令和4年度の本事業対象品目の作付面積/令和3年度の本事業対象品目の作付面積）なお、令和3年度における本事業対象品目にも、子実用とうもろこしを含めること。
- ※3 (5)、(6)について、R2補正で採択された協議会については、実績が選択した成果目標を満たさなかった場合、その差を合計ポイントから減ずる（例：イで申請したが、実績報告でウの面積分しか削減出来なかった場合は、その差である1ポイントを今回の申請における合計ポイントから減ずる）
- ※4 地域農業再生協議会単位での水田面積に対する転換作物（戦略作物、そば、なたね、新市場開拓米、高収益作物、子実用とうもろこし、地力増進作物）の作付面積の割合（割合＝R4年度の転換作物の作付面積/R4年度の水田面積）

成果目標		麦【加工】	大豆【加工】	高収益作物【新市場開拓用】	高収益作物【加工・業務用】	子実用とうもろこし			
いずれかを 選択	(1) 令和4年度における低コスト生産等の取組面積 ※1	ア 250ha以上 イ 200ha以上～250ha未満 ウ 150ha以上～200ha未満 エ 100ha以上～150ha未満 オ 50ha以上～100ha未満 カ 50ha未満	12 10 8 6 4 2	ア 125ha以上 イ 100ha以上～125ha未満 ウ 75ha以上～100ha未満 エ 50ha以上～75ha未満 オ 25ha以上～50ha未満 カ 25ha未満	24 20 16 12 8 4	ア 125ha以上 イ 100ha以上～125ha未満 ウ 75ha以上～100ha未満 エ 50ha以上～75ha未満 オ 25ha以上～50ha未満 カ 25ha未満	12 10 8 6 4 2	ア 50ha以上 イ 40ha以上～50ha未満 ウ 30ha以上～40ha未満 エ 20ha以上～30ha未満 オ 10ha以上～20ha未満 カ 10ha未満	12 10 8 6 4 2
	(2) 令和4年度における低コスト生産等の取組面積/令和3年度の作付面積 ※1	ア 300%以上 イ 200%以上～300%未満 ウ 150%以上～200%未満 エ 100%以上～150%未満 オ 75%以上～100%未満 カ 75%未満	12 10 8 6 4 2	ア 300%以上 イ 200%以上～300%未満 ウ 150%以上～200%未満 エ 100%以上～150%未満 オ 75%以上～100%未満 カ 75%未満	24 20 16 12 8 4	ア 300%以上 イ 200%以上～300%未満 ウ 150%以上～200%未満 エ 100%以上～150%未満 オ 75%以上～100%未満 カ 75%未満	12 10 8 6 4 2	ア 300%以上 イ 200%以上～300%未満 ウ 150%以上～200%未満 エ 100%以上～150%未満 オ 75%以上～100%未満 カ 75%未満	12 10 8 6 4 2
いずれかを 選択	(3) 令和4年度における本事業対象品目の作付面積の拡大 ※2	ア 50ha以上 イ 40ha以上～50ha未満 ウ 30ha以上～40ha未満 エ 20ha以上～30ha未満 オ 10ha以上～20ha未満 カ 0ha超～10ha未満 キ 0ha以下	6 5 4 3 2 1 0						
	(4) 令和4年度における本事業対象品目の作付面積/令和3年度における本事業対象品目の作付面積 ※2	ア 10%以上 イ 8%以上～10%未満 ウ 6%以上～8%未満 エ 4%以上～6%未満 オ 2%以上～4%未満 カ 0%超～2%未満 キ 0%以下	6 5 4 3 2 1 0						
いずれかを 選択	(5) 令和3年度から令和4年度の主食用米作付削減面積(地域農業再生協議会単位) ※3	ア 50ha以上 イ 40ha以上～50ha未満 ウ 30ha以上～40ha未満 エ 20ha以上～30ha未満 オ 10ha以上～20ha未満 カ 0ha超～10ha未満 キ 0ha以下	6 5 4 3 2 1 0						
	(6) 令和3年度から令和4年度の主食用米作付削減割合(地域農業再生協議会単位) ※3	ア ▲10%以上 イ ▲8%以上～10%未満 ウ ▲6%以上～8%未満 エ ▲4%以上～6%未満 オ ▲2%以上～4%未満 カ ▲0%超～2%未満 キ ▲0%以下	6 5 4 3 2 1 0						
該当する 場合	(7) 加算ポイント①(中長期的な新市場開拓への取組)	中長期的に新市場開拓に取り組む面積(構想)をプランに記載する場合 ア 令和8年度までの取組 5 イ 令和13年度までの取組 3			中長期的に新市場開拓に取り組む面積(構想)をプランに記載する場合 ア 令和8年度までの取組 5 イ 令和13年度までの取組 3		中長期的に新市場開拓に取り組む面積(構想)をプランに記載する場合 ア 令和8年度までの取組 5 イ 令和13年度までの取組 3		
	(8) 加算ポイント②(地域の転作状況)(地域農業再生協議会単位) ※4	令和4年度における水田面積に占める転換作物の作付面積の割合が50%以上の場合 3 # 40%以上の場合 2 # 30%以上の場合 1							
優先枠 (200億円)		各40億円		10億円		10億円		10億円	

- ※1 (1)、(2)について、R2年度第3次補正 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業で採択された協議会については、実績が選択した成果目標を満たさなかった場合、その差を合計ポイントから減ずる(例:イで申請したものの、実績報告でウの面積分しか達成出来なかった場合は、その差である4ポイントを今回の申請における合計ポイントから減ずる)
- ※2 (3)、(4)について、低コスト生産に取り組まないものも含め、削減した農地等で本事業対象品目を作付する場合、その面積もしくは増加率を対象(増加率=令和4年度の本事業対象品目の作付面積/令和3年度の本事業対象品目の作付面積)なお、令和3年度における本事業対象品目にも、子実用とうもろこしを含めること。
- ※3 (5)、(6)について、R2補正で採択された協議会については、実績が選択した成果目標を満たさなかった場合、その差を合計ポイントから減ずる(例:イで申請したが、実績報告でウの面積分しか削減出来なかった場合は、その差である1ポイントを今回の申請における合計ポイントから減ずる)
- ※4 地域農業再生協議会単位での水田面積に対する転換作物(戦略作物、そば、なたね、新市場開拓米、高収益作物、子実用とうもろこし、地力増進作物)の作付面積の割合(割合=R4年度の転換作物の作付面積/R4年度の水田面積)

(2) 機械・施設整備支援（ハード）

ア 需要創出・拡大整備支援事業

事業実施主体ごとに下表の基礎ポイント1、基礎ポイント2、加算ポイントの合計値で評価し、予算の範囲でポイントの高い順に採択する。なお、同ポイントの場合は要望額の低い方を優先的に採択する。

輸出拡大のための施設・機械 【30点満点】	国産シェア拡大のための施設・機械 【18点満点】
<b>基礎ポイント1【確実性】</b>	
○ 当該農産物又は加工品の輸出実績がある場合、過去3か年のうち、年間輸出額の最大金額（サンプル輸出を除く）	○ 当該農産物又は加工品の出荷実績がある場合、過去3か年のうち、年間出荷額の最大金額
ア 1億円以上 3	ア 3億円以上 3
イ 1千万円以上～1億円未満 2	イ 3千万円以上～3億円未満 2
ウ 1千万円未満 1	ウ 3千万円未満 1
<b>基礎ポイント2【有効性】</b>	
○ 次の項目のうち、いずれかを選択。	○ 次の項目において、(1)に加え、(2)又は(3)を選択。
(1) 目標年度における輸出増加額（サンプル輸出を除く）	(1) 目標年度における、整備する施設等において出荷する農産物又は加工品原材料に占める国産割合
ア 1億円以上 16	ア 70%以上 5
イ 5千万円以上～1億円未満 14	イ 60%以上～70%未満 4
ウ 1千万円以上～5千万円未満 12	ウ 50%以上～60%未満 3
エ 5百万円以上～1千万円未満 10	
オ 5百万円未満 8	(2) 目標年度における農産物又は加工品の出荷増加額（国産分。加工品の場合は国産原材料割合に応じて案分した額）
(2) 目標年度の輸出額／事業開始前の輸出額（サンプル輸出を除く）	ア 3億円以上 5
ア 500%以上 16	イ 1億5千万円以上～3億円未満 4
イ 400%以上～500%未満 14	ウ 3千万円以上～1億5千万円未満 3
ウ 300%以上～400%未満 12	エ 15百万円以上～3千万円未満 2
エ 200%以上～300%未満 10	オ 15百万円未満 1
オ 100%以上～200%未満 8	(3) 目標年度の出荷額／事業開始前の出荷額（国産分。加工品の場合は国産原材料割合に応じて案分した額）
	ア 500%以上 5
	イ 400%以上～500%未満 4
	ウ 300%以上～400%未満 3
	エ 200%以上～300%未満 2
	オ 100%以上～200%未満 1
<b>加算ポイント</b>	
○ 次に項目に該当している場合は当該ポイントを加算する。	
(1) 輸出に対応するための認証を取得している又は具体的な取得計画がある（ISO、HACCP、GFSI、ハラール・コシヤ等） 1	
(2) 目標年度における、整備する施設等において出荷する農産物／加工品のうち、輸出仕向けの割合	
ア 50%以上 5	
イ 40%以上～50%未満 4	
ウ 30%以上～40%未満 3	
エ 20%以上～30%未満 2	
○ 目標年度における、整備する施設等において出荷する農産物又は加工品の原料農産物のうち、関連する水田リノベーションプランに参画する農業者が水田で生産した農作物が占める割合が以下の場合は当該ポイントを加算する。	
ア 90%以上 4	
イ 80%以上～90%未満 3	
ウ 70%以上～80%未満 2	
エ 60%以上～70%未満 1	
○ 都道府県が、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合には、1事業実施主体あたり1ポイント（1都道府県あたり3ポイントが上限）加算できるものとする。	

イ 新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備事業

事業実施主体ごとに下表の基礎ポイント1、基礎ポイント2及び加算ポイントの合計値で評価し、予算の範囲内でポイントの高い順に採択する。なお、同ポイントの場合は要望額の低い方を優先的に採択する。

基礎ポイント1【確実性】	
○ コメ、バックご飯又は日本酒の輸出実績がある場合、過去3か年のうち、年間輸出額の最大金額（サンプル輸出を除く）	
ア 5億円以上（コメ）、5百万円以上（バックご飯）、10億円以上（日本酒）	3
イ 2億円以上～5億円未満（コメ）、2百万円以上～5百万円未満（バックご飯）、1億円以上～10億円未満（日本酒）	2
ウ 2億円未満（コメ）、2百万円未満（バックご飯）、1億円未満（日本酒）	1
基礎ポイント2【有効性】	
○ 次の項目のうち、いずれかを選択。	
(1) 目標年度における輸出増加額（サンプル輸出を除く）	
ア 5億円以上（コメ）、1億円以上（バックご飯）、10億円以上（日本酒）	16
イ 3億円以上～5億円未満（コメ）、7百万円以上～1億円未満（バックご飯）、5億円以上～10億円未満（日本酒）	14
ウ 1億円以上～3億円未満（コメ）、3百万円以上～7百万円未満（バックご飯）、2億円以上～5億円未満（日本酒）	12
エ 5千万円以上～1億円未満（コメ）、1百万円以上～3百万円未満（バックご飯）、5千万円以上～2億円未満（日本酒）	10
オ 5千万円未満（コメ）、1百万円未満（バックご飯）、5千万円未満（日本酒）	8
(2) 目標年度の輸出額／事業開始前の輸出額（サンプル輸出を除く）	
ア 500%以上	16
イ 400%以上～500%未満	14
ウ 300%以上～400%未満	12
エ 200%以上～300%未満	10
加算ポイント	
○ 次に項目に該当している場合は当該ポイントを加算する。	
(1) 産地リストに掲載されている輸出産地と連携した輸出事業計画を策定している。	10
(2) 目標年度における、複数年契約を締結した新市場開拓用米の数量の割合（※1）	
ア 50%以上	5
イ 40%以上～50%未満	4
ウ 30%以上～40%未満	3
(3) 目標年度における、整備する施設等において出荷等するコメのうち、輸出仕向け割合	
ア 50%以上	5
イ 40%以上～50%未満	4
ウ 30%以上～40%未満	3
エ 20%以上～30%未満	2
(4) 目標年度における、整備する施設等において出荷等する新市場開拓用米のうち、関連する水田リノベーションプランに参画する農業者が生産したものの割合	
ア 90%以上	4
イ 80%以上～90%未満	3
ウ 70%以上～80%未満	2
エ 60%以上～70%未満	1
(5) 都道府県が、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合には、1事業実施主体あたり1ポイント（1都道府県あたり3ポイントが上限）加算できるものとする。	

※1 事業実施主体が販売契約を締結している新市場開拓用米のうち、少なくとも20%以上が自身の参画するプランに参画する農業者等と締結した販売契約であって、かつ、当該販売契約が複数年契約によるものの占める割合

## V. 問合せ先について

問い合わせ部署	所管地域	電話番号
農林水産省 ＜Ⅲ 1. (1) の事業＞ 農産局 企画課 ＜Ⅲ 1. (2) の事業＞ 農産局 穀物課 企画課		03-3597-0191  03-6744-2108 03-6738-6069
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、 福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、神奈川、山梨、長野、 静岡	048-740-0409
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4622
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山	075-414-9020
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、 徳島、香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島	096-300-6227
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653